

横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

横浜BUNTAIの利用料金を定める等のため、令和4年第2回市会定例会において横浜市スポーツ施設条例の改正を行いました。

このたび、条例改正に伴い、開館時間等を定めるため、横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部改正を予定しております。

2 規則改正案の概要

(1) 利用料金の返還（第12条第1号）

利用料金の返還について、第12条第1号を下線のとおり改め、また、ウは削除します。

第12条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 横浜BUNTAI又は横浜武道館の利用者が次に掲げる日までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の半額

ア 横浜BUNTAIのアリーナ、体育室又は横浜武道館のアリーナの利用にあつては、利用日の6箇月前

イ 横浜武道館の武道場又は多目的室の利用にあつては、利用日の1箇月前

ウ (削除)

(第2号、第3号、第4号省略)

(2) 開館時間（別表第1（第2条第1項））

横浜文化体育館を横浜BUNTAI及び横浜武道館に改めます。

施設名	開館時間
横浜国際プール	午前9時30分から午後9時30分まで
<u>横浜BUNTAI及び横浜武道館</u>	午前9時から午後10時まで
(以下省略)	

(3) 休館日（別表第2（第3条第1項））

休館日について、別表第2から「横浜文化体育館（横浜武道館を除く。）」を削除します。

施設名	休館日
<u>横浜国際プール、たきがしら会館、横浜市本牧市民プール、横浜市港南プール、横浜市保土ケ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール</u>	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
(省略)	

(4) 利用の許可の申請（別表第3（第6条第2項））

横浜BUNTAIの貸切利用を行う場合の申請書受付期間について、「利用しようとする日の36箇月前から利用しようとする日まで」とするため、別表第3を下線部の内容に改めます。

施設名	受付期間
横浜国際プール、たきがしら会館及びスポーツセンター	利用しようとする日の属する月の前月の3日から利用しようとする日まで
<u>横浜BUNTAI 及び横浜武道館</u>	<u>利用しようとする日の36箇月前から利用しようとする日まで</u>
(省略)	

横浜市スポーツ施設条例施行規則（平成 20 年 3 月横浜市規則 35 号）新旧対照表

現行	改正後（案）																
<p>(第 1 条から第 11 条まで省略)</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p>第 12 条 条例第 15 条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>(1) <u>横浜文化体育館</u>の利用者が次に掲げる日までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の半額</p> <p>ア <u>横浜武道館のアリーナ</u>の利用にあつては、利用日の6箇月前</p> <p>イ <u>横浜武道館の武道場又は多目的室</u>の利用にあつては、利用日の1箇月前</p> <p>ウ <u>横浜武道館以外の施設のホール又はトレーニングルーム</u>の利用にあつては、利用日の3箇月前</p> <p>(第 2 号、第 3 号、第 4 号省略)</p> <p>(第 13 条、第 14 条省略)</p>	<p>(第 1 条から第 11 条まで省略)</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p>第 12 条 条例第 15 条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>(1) <u>横浜 BUNTAI 又は横浜武道館</u>の利用者が次に掲げる日までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の半額</p> <p>ア <u>横浜 BUNTAI のアリーナ、体育室又は横浜武道館のアリーナ</u>の利用にあつては、利用日の 6 箇月前</p> <p>イ <u>横浜武道館の武道場又は多目的室</u>の利用にあつては、利用日の 1 箇月前</p> <p>ウ (削除)</p> <p>(第 2 号、第 3 号、第 4 号省略)</p> <p>(第 13 条、第 14 条省略)</p>																
<p>別表第 1（第 2 条第 1 項）</p> <table border="1" data-bbox="129 1121 1093 1321"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜国際プール</td> <td>午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで</td> </tr> <tr> <td>横浜文化体育館</td> <td>午前 9 時から午後 10 時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	開館時間	横浜国際プール	午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	横浜文化体育館	午前 9 時から午後 10 時まで	(省略)		<p>別表第 1（第 2 条第 1 項）</p> <table border="1" data-bbox="1131 1121 2094 1369"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜国際プール</td> <td>午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで</td> </tr> <tr> <td>横浜 BUNTAI 及び横浜武道館</td> <td>午前 9 時から午後 10 時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	開館時間	横浜国際プール	午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	横浜 BUNTAI 及び横浜武道館	午前 9 時から午後 10 時まで	(省略)	
施設名	開館時間																
横浜国際プール	午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで																
横浜文化体育館	午前 9 時から午後 10 時まで																
(省略)																	
施設名	開館時間																
横浜国際プール	午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで																
横浜 BUNTAI 及び横浜武道館	午前 9 時から午後 10 時まで																
(省略)																	

別表第 2 (第 3 条第 1 項)

施設名	休館日
横浜国際プール、横浜文化体育館（横浜武道館を除く。）、たきがしら会館、横浜市本牧市民プール、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
(省略)	

別表第 3 (第 6 条第 2 項)

施設名	受付期間	
横浜国際プール、たきがしら会館及びスポーツセンター	利用しようとする日の属する月の前月の 3 日から利用しようとする日まで	
横浜文化体育館	横浜武道館	利用しようとする日の 36 箇月前から利用しようとする日まで
	横浜武道館以外の施設	利用しようとする日の 12 箇月前から利用しようとする日の 10 日前（平沼記念レストハウスの会議室にあっては、前日）まで
(省略)		

別表第 2 (第 3 条第 1 項)

施設名	休館日
横浜国際プール、たきがしら会館、横浜市本牧市民プール、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
(省略)	

別表第 3 (第 6 条第 2 項)

施設名	受付期間
横浜国際プール、たきがしら会館及びスポーツセンター	利用しようとする日の属する月の前月の 3 日から利用しようとする日まで
横浜 BUNTAI 及び横浜武道館	利用しようとする日の 36 箇月前から利用しようとする日まで
(省略)	